

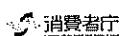
# 消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター  
佐野市高砂町1番地  
TEL0283-20-3015 令和7年度1号

私たちは、日常的に商品やサービスを購入し、消費して生活しています。これを消費生活といいます。このように消費生活を営む私たちは、みんな消費者です。

## 5月は消費者月間!

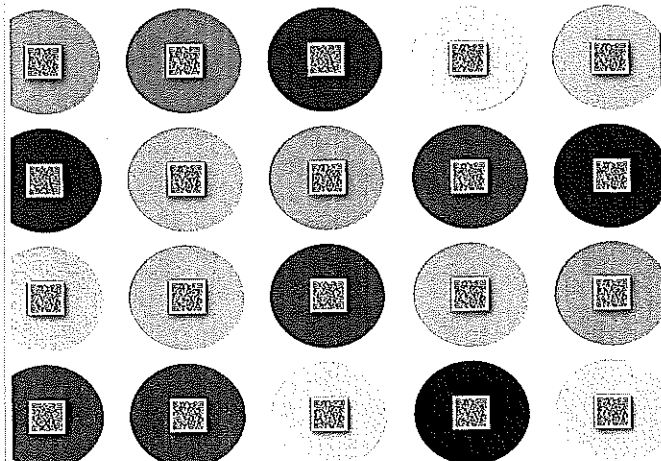
毎年のように記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響をひしひしと感じています。かけがえない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、私たち消費者が地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。そして、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか。



明日の地球を救うため、消費者にできること

## グリーン志向消費

### ～どのグリーンにする?～



みつけて  
あなたの  
グリーン

グリーン志向消費チェックリスト

おしえて  
あなたの  
グリーン

× @ #わたしのグリーン

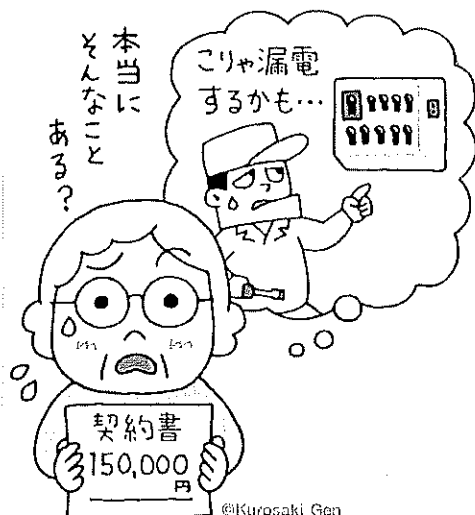
## 5月は消費者月間



—最近多い、相談事例を紹介します。—

### 相談事例 気をつけて!不安をあおる分電盤の点検商法

電話がかかってきて分電盤の点検を勧められました。承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。



#### 【相談員からのアドバイス】

- ・分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。
- ・分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。
- ・自分で判断できない場合は周りの人に相談しましょう。
- ・不安に思った場合は、すぐに消費生活センターや警察へ相談しましょう。

消費生活センターでは、悪質な訪問販売業者の訪問防止に役立てていただくため「悪質な訪問販売お断りシール」を配布しています。ご希望の場合は、消費生活センターへご連絡ください。

## 相談事例 個人情報聞き出す不審な電話に注意!

自宅の固定電話に国の行政機関を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信だった。突然通信できなくなることはないはずなので、明らかにおかしい。国の行政機関をかたっていると思い電話を切ったが、他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。



### 【相談員からのアドバイス】

- ・国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。
- ・行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。

・非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報は絶対に伝えないください。

・不安なときは、消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください。

~~~~その他、まだまだ多い、定期購入トラブル~~~~

## 相談事例 定期購入の解約ができない

SNSの動画を見て健康食品を注文したら、定期購入だった。解約しようと電話をしたところ2回目の商品が届いてからでないと解約できないと言われた。2回目の商品が届いたので電話をすると、SNSやメールで問い合わせるよというガイダンスが流れるのみだった。SNSで解約の申し出をしたが、何度も同じことの繰り返しになって解約できない。



### 【相談員からのアドバイス】

- ・定期購入の場合、解約方法が電話だけの場合やアプリでの手続きなどを指定される場合があります。購入する際は、解約条件や方法、事業者の連絡先、定期購入かどうかなどをよく確認しましょう。ネット通販にはクーリング・オフ制度はありません。
- ・電話がつながりにくかったり、返信がなかなか来ない場合もあります。解約の期日までに事業者に連絡がつかない不安がある場合は、電話やメールの発信履歴など連絡した証拠を残し、事業者が指定する手段で解約を申し出ようとしたことを、証明できるようにしておきましょう。

※イラストは独立行政法人国民生活センター発行見守り新鮮情報より

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (土日祝日・年末年始を除く)

土日祝日は 消費者ホットライン (局番なし) 188 午前10時～午後4時